

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 佐藤 誠七

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)
地域名 (地域内農業集落名)	畔藤地区 (杉沢、町下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基盤整備による労力の低減化で高齢農業者も地域農業全体の支えともなっている。しかし、いずれは担い手数の減少はまちがいなく予想され、特に水田経営については効率的な経営をめざし、将来的には組織体あるいは法人による経営を視野に、経営体相互の一層の連携を深め、組織化に向けた取組みや計画的な農地の集積等を図っていくものとする。また、施設園芸では、使わなくなった施設の有効利用により、新規参入時の初期投資を減らしていくことも視野に新規参入を促進していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲作付を基本としながら収益性の高い桃や啓翁桜、枝豆のほか飼料作物等により、農業従事者の減少に対応した労働力の確保を図りながら、地域の特徴である水稲及び園芸作物の生産を継続していく。さらに、水田は組織体や中心経営体、畑は認定農業者などへ集積・集約を促進し作業の効率化を図っていく。荒廃地は林地化による木材化活用の検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	192 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	192 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置づけた中心経営体への集積かつ作業効率を向上させる集約を、農地中間管理機構の活用と連携しながら進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地のスムーズな集積・集約化をめざし、農地中間管理機構への貸し付けを徐々に進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
町下地区においては、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組み、杉沢地区においては、大区画化は行わず、古い水路等の整備に取り組み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣集落と連携を図りながら他地区の経営体や新規就農者の受け入れ体制を構築し、市町村及びJAと連携しながら育成に取り組んでいく。 農地所有者を含む関係者と水路等の維持管理の協力体制により地域農業を支える仕組みづくりを確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップづくりに取り組む。杉沢地区については、広域的な電気柵の管理を徹底し被害防止に努める。
- ⑤収益性の高い園芸作物(桃、啓翁桜、枝豆、トマトなど)の生産と特産加工に向け取り組む。
- ⑦日本型直接支払制度の活用により、農地や農業施設の保全に努める。